

令和3年度 第2回
静岡県私立学校審議会
議案

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課

令和3年度 第2回 静岡県私立学校審議会 議案目次

(認可事項)

第1号議案	静岡英和女学院中学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	1
第2号議案	磐田東高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	3
第3号議案	浜松修学舎高等学校の看護科・看護専攻科の設置及び収容定員に係る学則変更認可について…	5
第4号議案	沼津学園第一幼稚園の廃止認可について……………	8
第5号議案	赤門幼稚園の廃止認可について……………	8
第6号議案	静岡新美容専門学校（専修学校）の目的変更認可について……………	9

(協議事項)

協議事項1	私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について……………	10
協議事項2	私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について…	11
協議事項3	私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について……………	13
協議事項4	私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について……………	15
協議事項5	日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について…	17

第1号議案 静岡英和女学院中学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	静岡英和女学院中学校（昭和22年6月26日設置認可）																																																																																											
2 位置	静岡市葵区西草深町8番1号																																																																																											
3 設置者	静岡市駿河区池田1769番地 学校法人 静岡英和学院（理事長 石井 博文）																																																																																											
4 変更の理由	学則に掲げる収容定員と実態との間に乖離が生じているため、中学校の収容定員を減少し実態に合わせる。																																																																																											
5 変更の時期	令和4年4月1日																																																																																											
6 変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前(学則)</th> <th colspan="4">変更後(学則)</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th colspan="2">収容定員</th> <th>学級数</th> <th colspan="2">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><9></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><192人>360人</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">270人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">< >内は令和3年5月1日の実学級数・実員</p> <p>◆ 基準</p> <p>① 1学級の生徒数は40人以下であること。</p> <p>令和4年度から令和6年度の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330人(90人)</td> <td>300人(90人)</td> <td>270人(90人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は入学定員</p> <p>※ 教科別教員数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国語</th> <th>地歴 公民</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>芸術</th> <th>保体</th> <th>技術 家庭</th> <th>英語</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>											変更前(学則)				変更後(学則)				学級数	収容定員		学級数	収容定員		<9>	<192人>360人		9	270人		令和4年度	令和5年度	令和6年度	330人(90人)	300人(90人)	270人(90人)		国語	地歴 公民	数学	理科	芸術	保体	技術 家庭	英語	その他	計	R3	4	4	4	4	2	4	2	6	2	32	R4	5	3	4	4	2	4	2	6	2	32	R5	5	3	4	4	2	4	2	6	2	32	R6	5	3	4	4	2	4	2	7	2	33
変更前(学則)				変更後(学則)																																																																																								
学級数	収容定員		学級数	収容定員																																																																																								
<9>	<192人>360人		9	270人																																																																																								
令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																										
330人(90人)	300人(90人)	270人(90人)																																																																																										
	国語	地歴 公民	数学	理科	芸術	保体	技術 家庭	英語	その他	計																																																																																		
R3	4	4	4	4	2	4	2	6	2	32																																																																																		
R4	5	3	4	4	2	4	2	6	2	32																																																																																		
R5	5	3	4	4	2	4	2	6	2	32																																																																																		
R6	5	3	4	4	2	4	2	7	2	33																																																																																		

7 職員組織

職 名	変更前			変更後		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長		1			1	
副 校 長						
教 頭	1	1		1	※1	
教 諭	11	9		10	※10	
養護教諭		1			1	
講 師	1	2	18	※2	※1	※18
実習助手	1	1		1	1	
事務職員	2	4		2	4	
用務員等						
そ の 他						
校 医 等			5			5
計	16	19	23	16	19	23

※を教諭に換算すると 8名 (担当時間数 週 169 時間÷20 時間)

□ の 11 名と合計すると 19 名となる。

◆ 基準

- ① 教員数が 9 人以上であること。

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校 地	校 地	25,482 m ²		25,482 m ²	
	(屋外運動場)	(4,038 m ²)		(4,038 m ²)	
校 舎 等	普通教室	9 室	592 m ²	9 室	592 m ²
	特別教室	22 室	1,763 m ²	22 室	1,763 m ²
	校 長 室	1 室	41 m ²	1 室	41 m ²
	職 員 室	1 室	337 m ²	1 室	337 m ²
	事 務 室	1 室	87 m ²	1 室	87 m ²
	図 書 室	1 室	337 m ²	1 室	337 m ²
	保 健 室	1 室	66 m ²	1 室	66 m ²
	そ の 他		4,956 m ²		4,956 m ²
	校 舎 計		8,179 m ²		8,179 m ²
	屋内運動場	1 室	1,617 m ²	1 室	1,617 m ²
そ の 他	1 棟	919 m ²	1 棟	919 m ²	
計		10,715 m ²		10,715 m ²	

◆ 基準

- ① 運動場(屋外・屋内)が 3,900 m²以上であること。
 ② 校舎が 1,980 m²以上であること。

第2号議案 磐田東高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	磐田東高等学校（昭和34年1月12日設置認可）									
2 位 置	磐田市見付180番地5									
3 設 置 者	磐田市見付180番地5 学校法人 磐田東学園（理事長 恩田 征弥）									
4 変更の理由	普通科の収容定員を変更（増加）するとともに、英数科の収容定員を変更（減少）する。									
5 変更の時期	令和5年4月1日									
6 変更の内容	学 科		変更前(学則)		変更後(学則)					
			学級数	収容定員	学級数	収容定員				
	普通科	<22>	<792人>	720人	27	990人				
	英数科	<6>	<145人>	270人	—	—				
	計	<28>	<937人>	990人	27	990人				
	<p>< >内は令和3年5月1日の実学級数・実員 ◆ 基準 ① 1学級の生徒数は40人以下であること。</p> <p>令和5年度から令和7年度の定員は、次のとおりとする。</p>									
	学 科	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
	普通科	810人(330人)	900人(330人)	990人(330人)						
	英数科	180人(0人)	90人(0人)	0人(0人)						
	計	990人(330人)	990人(330人)	990人(330人)						
()内は入学定員										
※ 教科別教員数										
	国語	地歴 公民	数学	理科	英語	保体	芸術	家庭	情報	計
R3	12	10	12	9	13	8	4	3	2	73
R5	13	12	12	10	13	9	4	3	1	77
R6	12	12	11	9	13	8	4	3	2	74
R7	12	12	11	9	13	8	4	3	2	74

7 職員組織

職 名	変更前			変更後		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長		1			1	
副 校 長	1			1		
教 頭	1			1		
教 諭	31	3		22	※4	
養護教諭	2			2		
講 師	6	2	13	※17	※3	※16
事務職員		9	1		9	1
そ の 他			1			1
校 医 等			7			7
計	41	15	22	43	17	25

※を教諭に換算すると 24 名 (担当時間数 週 495 時間 ÷ 20 時間)

□ の 23 名と合計すると 47 名となる。

◆ 基準

- ① 教員数が 47 人以上であること。

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校 地	校 地	52,452 m ²		52,452 m ²	
	(屋外運動場)	(28,711 m ²)		(28,711 m ²)	
校 舎 等	普通教室	33 室	2,479 m ²	33 室	2,479 m ²
	特別教室	10 室	1,319 m ²	10 室	1,319 m ²
	校長室	1 室	46 m ²	1 室	46 m ²
	教員室	2 室	311 m ²	2 室	311 m ²
	事務室	1 室	70 m ²	1 室	70 m ²
	図書室	1 室	238 m ²	1 室	238 m ²
	保健室	2 室	103 m ²	2 室	103 m ²
	その他		2,401 m ²		2,401 m ²
	校舎計		6,967 m ²		6,967 m ²
	屋内運動場	1 室	3,031 m ²	1 室	3,031 m ²
その他		7,064 m ²		7,064 m ²	
計		17,062 m ²		17,062 m ²	

◆ 基準

- ① 運動場(屋外・屋内)が 8,400 m²以上であること。
 ② 校舎が 5,400 m²以上であること。

第3号議案

浜松修学舎高等学校看護科・看護専攻科の設置及び収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	浜松修学舎高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																																																																																																																																																																																						
2 位 置	浜松市中区向宿二丁目20番1号																																																																																																																																																																																						
3 設 置 者	浜松市中区向宿二丁目20番1号 学校法人 芥田学園（理事長 木俣 安弘）																																																																																																																																																																																						
4 変更の理由	看護科・看護専攻科を設置するとともに、令和6年度の学科再編を視野に普通・夢みらい科の収容定員を変更（増加）する。																																																																																																																																																																																						
5 変更の時期	令和4年4月1日																																																																																																																																																																																						
6 変更の内容	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="4">変更前 (R3)</th> <th colspan="4">変更後 (R8)</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th colspan="2">収容定員</th> <th>学級数</th> <th colspan="2">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通・夢みらい科</td> <td><7> 9</td> <td colspan="2"><175人>315人</td> <td>15</td> <td colspan="2">525人</td> </tr> <tr> <td>福祉科</td> <td><3> 3</td> <td colspan="2"><88人>105人</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>ビジネス科</td> <td><12> 9</td> <td colspan="2"><461人>315人</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>看護科</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> <td>6</td> <td colspan="2">210人</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><22> 21</td> <td colspan="2"><724人>735人</td> <td>21</td> <td colspan="2">735人</td> </tr> <tr> <td>看護専攻科</td> <td>—</td> <td colspan="2">—</td> <td>4</td> <td colspan="2">140人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><22> 21</td> <td colspan="2"><724人>735人</td> <td>25</td> <td colspan="2">875人</td> </tr> </tbody> </table> <p>< >内は令和3年5月1日の実学級数・実員</p> <p>◆ 基準</p> <p>① 1学級の生徒数は40人以下であること。</p> <p>令和3年度及び令和4年度から令和8年度の収容定員及び募集定員は、別添のとおりとする。</p> <p>※ 教科別教員数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国語</th> <th>地歴 公民</th> <th>数学</th> <th>理科</th> <th>英語</th> <th>保体</th> <th>芸術</th> <th>家庭</th> <th>情報</th> <th>商業</th> <th>福祉</th> <th>看護</th> <th>専攻 科</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 複数の教員免許を所有し授業を行っている場合は、各教科毎に計上 注) 上記の教員数には、非常勤講師も含む。</p>														学 科	変更前 (R3)				変更後 (R8)				学級数	収容定員		学級数	収容定員		普通・夢みらい科	<7> 9	<175人>315人		15	525人		福祉科	<3> 3	<88人>105人		—	—		ビジネス科	<12> 9	<461人>315人		—	—		看護科	—	—		6	210人		小計	<22> 21	<724人> 735人		21	735人		看護専攻科	—	—		4	140人		合計	<22> 21	<724人> 735人		25	875人			国語	地歴 公民	数学	理科	英語	保体	芸術	家庭	情報	商業	福祉	看護	専攻 科	計	R3	7	5	5	7	9	8	3	2	1	10	6	0	0	63	R4	7	5	7	6	8	8	3	2	1	10	6	6	0	69	R5	6	5	7	6	7	8	1	2	1	10	6	10	0	69	R6	6	4	7	6	6	8	2	2	1	7	3	14	0	66	R7	6	4	7	6	6	8	2	2	1	7	3	14	15	81	R8	6	4	7	6	6	8	2	2	1	7	3	14	16	82
学 科	変更前 (R3)				変更後 (R8)																																																																																																																																																																																		
	学級数	収容定員		学級数	収容定員																																																																																																																																																																																		
普通・夢みらい科	<7> 9	<175人>315人		15	525人																																																																																																																																																																																		
福祉科	<3> 3	<88人>105人		—	—																																																																																																																																																																																		
ビジネス科	<12> 9	<461人>315人		—	—																																																																																																																																																																																		
看護科	—	—		6	210人																																																																																																																																																																																		
小計	<22> 21	<724人> 735人		21	735人																																																																																																																																																																																		
看護専攻科	—	—		4	140人																																																																																																																																																																																		
合計	<22> 21	<724人> 735人		25	875人																																																																																																																																																																																		
	国語	地歴 公民	数学	理科	英語	保体	芸術	家庭	情報	商業	福祉	看護	専攻 科	計																																																																																																																																																																									
R3	7	5	5	7	9	8	3	2	1	10	6	0	0	63																																																																																																																																																																									
R4	7	5	7	6	8	8	3	2	1	10	6	6	0	69																																																																																																																																																																									
R5	6	5	7	6	7	8	1	2	1	10	6	10	0	69																																																																																																																																																																									
R6	6	4	7	6	6	8	2	2	1	7	3	14	0	66																																																																																																																																																																									
R7	6	4	7	6	6	8	2	2	1	7	3	14	15	81																																																																																																																																																																									
R8	6	4	7	6	6	8	2	2	1	7	3	14	16	82																																																																																																																																																																									

7 職員組織	職名	変更前 (R3)			変更後 (R8)		
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
	校長	1			1		
	教頭	2			2		
	教諭	27	6		36	※5	
	養護教諭		2			2	
	講師	18	6	11	※22	※6	※23
	実習助手						
	事務職員等	4			4		
	嘱託職員	1	9	4	1	9	4
	その他	3			3		
	校医等			6			6
	計	56	23	20	69	22	33

※を教諭に換算すると 21人 (担当時間数 週 435 時間 ÷ 20 時間)

□ の 38 人と合計すると 59 人となる。

◆ 基準

① 教員数が 44 人以上であること。

8 施設等の状況	区分	施設名	面積等	
			変更前	変更後
校地	校地		30,441 m ²	31,260 m ²
	(屋外運動場)		(15,705 m ²)	(15,708 m ²)
校舎等	普通教室	27 室	1,771 m ²	31 室 2,056 m ²
	特別教室	14 室	1,577 m ²	14 室 1,836 m ²
	校長室	1 室	44 m ²	1 室 43 m ²
	教員室	2 室	357 m ²	2 室 416 m ²
	事務室	1 室	37 m ²	1 室 64 m ²
	図書室	1 室	201 m ²	4 室 292 m ²
	保健室	1 室	46 m ²	1 室 72 m ²
	その他		5,382 m ²	6,507 m ²
	校舎計		9,415 m ²	11,286 m ²
	屋内運動場	2 室	3,504 m ²	2 室 3,606 m ²
その他		2,580 m ²	3,271 m ²	
計		15,499 m ²	18,162 m ²	

◆ 基準

① 運動場(屋外・屋内) が 8,400 m²以上であること。

② 校舎が 4,940 m²以上であること。

※ 文部科学省による看護師学校（高等学校）の指定前の施設・設備の整備及び教員の配置状況等の実地調査を令和4年1月20日（木）に実施した結果、申請のとおりであり不備は見受けられないとの回答を受けている。

※ 福祉科及びビジネス科は、令和4年度から募集を行わず、同科の在校生が全員卒業した直後の令和6年度第1回審議会で学科廃止の認可をする予定。

※ 収容（認可）定員は、令和3年度の735人から最終的に令和8年度に875人（看護科・看護専攻科の4・5年生（140人））に増加する。

（上段：認可定員、下段：募集停止後の定員、合計の最下段：実定員増減）

学科・学年		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉科	1年	35	35 0	35 0	35 0	— (学科廃止)	
	2年	35	35 35	35 0	35 0		
	3年	35	35 35	35 35	35 0		
	合計	105	105 70	105 35	105 0		
			△ 35	△ 70	△ 105		
ビジネス科	1年	105	105 0	105 0	105 0	— (学科廃止)	
	2年	105	105 105	105 0	105 0		
	3年	105	105 105	105 105	105 0		
	合計	315	315 210	315 105	315 0		
			△ 105	△ 210	△ 315		
普通夢みらい科	1年	105	175	175	175	175	175
	2年	105	105	175	175	175	175
	3年	105	105	105	175	175	175
	合計	315	385 70	455 140	525 210	525 210	525 210
看護科・看護専攻科	1年	—	70	70	70	70	70
	2年	—	—	70	70	70	70
	3年	—	—	—	70	70	70
	4年	—	—	—	—	70	70
	5年	—	—	—	—	—	70
	合計	—	70	140	210	280	350
計	1年	245	385	385	385	245	245
	2年	245	245	385	385	245	245
	3年	245	245	245	385	245	245
	4年	—	—	—	—	70	70
	5年	—	—	—	—	—	70
	合計	735	875 735 0	1,015 735 0	1,155 735 0	805 805 70	875 875 140

議案 4・5 幼保連携型認定こども園移行に伴う幼稚園の廃止認可について

○共通事項

廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため
廃止の時期	令和4年3月31日
園児の処置方法	新しく設置される幼保連携型認定こども園に通園する

議案	名称	位置	設置者	園児数	
				認可定員	実員
1	沼津学園第一幼稚園	沼津市寿町16-40	(学) 沼津学園	310	212
2	赤門幼稚園	浜松市南区新橋町917番地	(学) 一葉学園	400	0
合計				710	212

※認可定員及び実員は、令和3年5月1日現在のものである。

第6号議案 静岡新美容専門学校(専修学校)の目的変更認可について

1 名称	静岡新美容専門学校 (平成19年3月27日設置認可)						
2 位置	磐田市中泉一丁目1番地1						
3 設置者	磐田市中泉一丁目1番地1 学校法人 染葉学園(理事長 高濱 三紀代)						
4 目的	<p><変更前> 静岡新美容専門学校は教育基本法に則り、学校教育法に従い、<u>服飾・家政分野の専門職の養成、衛生分野の美容師</u>ならびに美容の専門職を養成することを目的とする。</p> <p><変更後> 静岡新美容専門学校は教育基本法に則り、学校教育法に従い、<u>衛生分野の美容師</u>ならびに美容の専門職を養成することを目的とする。</p>						
5 課程及び分野	<p><変更前> 専門課程 <u>服飾・家政分野、衛生分野</u> 高等課程 衛生分野</p> <p><変更後> 専門課程 衛生分野 高等課程 衛生分野</p>						
6 変更の理由	服飾・家政分野の学科廃止による						
7 変更の時期	令和4年4月1日						
8 生徒の処置方法	現在、在籍者なし						
9 教職員の処置方法	現在、当該学科に係る教職員はいない						
10 資産の処置方法	衛生分野の資産として活用する						
11 生徒数の推移	(各年度5月1日現在、単位：人)						
	学科名	定員	H23	H24	H25	H26	H27
	服飾学科	80	43	45	26	18	8
	合計	80	43	45	26	18	8
※平成27年度入学生から募集停止							

協議事項 1 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第10条 (略) (設置計画の承認)</p> <p>第11条 新たに私立学校を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、遅くとも開設年度の前々年度の12月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、設置計画書の審査に当たっては、次の関係機関の意見を聴くとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。</p> <p>(1) 県教育委員会(高等学校の場合のみ) (2) 関係市町村の教育委員会 (3) 県私学協会</p> <p>3 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ静岡県私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 新たに私立学校の課程又は学科の設置をしようとする者は、第1項から第3項までの規定を準用する。この場合、「私立学校を設置」を「私立学校の課程を設置」又は「私立学校の学科を設置」と読み替える。</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第10条 (略) (設置計画の承認)</p> <p>第11条 新たに私立学校を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、遅くとも開設年度の前々年度の12月末までにあらかじめ別に定める設置計画書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、設置計画書の審査に当たっては、次の関係機関の意見を聴くとともに、必要に応じて現地調査を実施するものとする。</p> <p>(1) 県教育委員会(高等学校の場合のみ) (2) 関係市町村の教育委員会 (3) 公益社団法人静岡県私学協会</p> <p>3 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ静岡県私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 新たに私立学校の課程又は学科の設置をしようとする者は、第1項から第3項までの規定を準用する。この場合、「私立学校を設置」を「私立学校の課程を設置」又は「私立学校の学科を設置」と読み替える。</p> <p>第12条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、令和4年 月 日から施行する。

協議事項 2 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第17条 (略) (申請手続及び標準処理期間)</p> <p>第18条 独立校の設置認可に係る申請から認可までの手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置計画書の提出 認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の5月末までに別に定める設置計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、校舎の建築を伴わない場合は、開設年度の前々年度の11月末までとする。</p> <p>(2) 計画書の審査 知事は、計画書の審査にあつては、次の関係機関の意見を聴くとともに必要に応じて現地調査を実施する。 ア 県教育委員会 イ 県私学協会 ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(3) 計画書の承認 知事は、計画書を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>(4) 設置認可申請書の提出 申請者は、計画書の承認を受けた後、開設年度の前年度の11月末までに別に定める設置認可申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第1条 ～ 第17条 (略) (申請手続及び標準処理期間)</p> <p>第18条 独立校の設置認可に係る申請から認可までの手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置計画書の提出 認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開設年度の前々年度の5月末までに別に定める設置計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、校舎の建築を伴わない場合は、開設年度の前々年度の11月末までとする。</p> <p>(2) 計画書の審査 知事は、計画書の審査にあつては、次の関係機関の意見を聴くとともに必要に応じて現地調査を実施する。 ア 県教育委員会 イ 公益社団法人静岡県私学協会 ウ その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(3) 計画書の承認 知事は、計画書を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>(4) 設置認可申請書の提出 申請者は、計画書の承認を受けた後、開設年度の前年度の11月末までに別に定める設置認可申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(5) 審査及び認可</p> <p>知事は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上で審議会に諮問し、審議会からの答申後 10 日以内に答申内容を申請者に通知する。</p> <p>2 前項の規定は、第 13 条から第 17 条までに規定する課程の設置認可等の手続について準用する。</p> <p>ただし、収容定員を変更する場合の学則変更認可に係る申請書の提出は、<u>前項第 4 号</u>の規定にかかわらず、変更年度の前年度の 5 月末までとする。</p>	<p>(5) 審査及び認可</p> <p>知事は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査した上で審議会に諮問し、審議会からの答申後 10 日以内に答申内容を申請者に通知する。</p> <p>2 前項の規定は、第 13 条から第 17 条までに規定する課程の設置認可等の手続について準用する。<u>このうち第 15 条及び第 17 条の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替える。</u></p> <p>ただし、<u>第 15 条に規定する</u>収容定員を変更する場合の学則変更<u>については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。</u></p> <p><u>3 前項ただし書きの場合において、</u>認可に係る申請書の提出は、<u>第 1 項第 4 号</u>の規定にかかわらず、変更年度の前年度の 5 月末までとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和 4 年 月 日から施行する。

協議事項 3 私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第11条 (略) (設置に係る資金)</p> <p>第12条 学校の設置に係る資金は、専修学校の設置予定者 <u>(以下「設置予定者」という。)</u>の自己資金によらなければならない。(中略)</p> <p>(運用資金)</p> <p>第13条 設置予定者は、設置認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の6分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。(中略)</p> <p>(設置計画書の提出等)</p> <p>第15条 設置予定者は、学校の開設年度の前々年度の12月末までに設置計画書を県に提出しなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。(中略)</p> <p>(設置認可申請書の提出)</p> <p>第16条 設置予定者は、前条による承認を受けた後、学校の開設年度の前年度の12月末までに設置認可申請書を県に提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条 ～ 第11条 (略) (設置に係る資金)</p> <p>第12条 学校の設置に係る資金は、専修学校の設置予定者の自己資金によらなければならない。(中略)</p> <p>(運用資金)</p> <p>第13条 専修学校の設置予定者は、設置認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の6分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。(中略)</p> <p>(設置計画書の提出等)</p> <p>第15条 専修学校の設置予定者は、学校の開設年度の前々年度の12月末までに設置計画書を県に提出しなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。(中略)</p> <p>(設置認可申請書の提出)</p> <p>第16条 専修学校の設置予定者は、前条による承認を受けた後、学校の開設年度の前年度の12月末までに設置認可申請書を県に提出しなければならない。</p> <p><u>(課程の設置及び目的の変更計画書の提出等)</u></p> <p>第17条 専修学校の課程の設置及び専修学校の目的の変更については、前2条の規定を準用する。この場合において、「設置」は「課程の設置」又は「目的の変更」と、「学校の開設」は「課程の開設」又は「目的の変更」と読み替える。</p> <p>2 前項の場合のうち、施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。</p>

改正前	改正後
<p>(生徒募集)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(専修学校の運営)</p> <p>第18条 設置認可後の学校の運営にあつては、第2条及び第4条から第10条までを遵守しなければならない。</p>	<p><u>3 前項の場合にあつては、前条の規定にかかわらず、課程の開設又は目的の変更予定年度の前年度の5月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(生徒募集)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(専修学校の運営)</p> <p>第19条 設置認可後の学校の運営にあつては、第2条及び第4条から第13条までを遵守しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この基準は、令和4年 月 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている専修学校が、改正後の第19条に規定する事項に合致しないこととなる場合（ただし、改正後の第2条、第4条、第9条第1項第1号及び同条第2項並びに第6項、第10条、第12条第1項本文並びに同項第1号及び同項第2号並びに同条第2項並びに第13条を除く）は、それら事項の改善に努めるものとする。

協議事項 4 私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 ～ 第14条 (略) (設置計画書の提出等)</p> <p>第19条 各種学校を設置しようとする者は、各種学校設置予定年度の前々年度の12月末までに、各種学校設置計画書(以下「設置計画書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、教育上支障ないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校開設年度の前年度の5月末までとすることができる。</p> <p>2 知事は、前項の設置計画書を受理したときは、書類審査及び現地調査を実施したうえ、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて設置計画の承認又は不承認を決定するものとする。 (設置認可申請書の提出等)</p> <p>第20条 各種学校を設置しようとする者は、前条の設置計画書の承認を受けた後、各種学校設置予定年度の前年度の12月末までに各種学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の認可申請書を受理したときは、前条第1項の設置計画書との整合性を審査したうえ、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて認可又は不認可を決定するものとする。 (新設)</p>	<p>第1条 ～ 第14条 (略) (設置計画書の提出等)</p> <p>第19条 各種学校を設置しようとする者は、設置予定年度の前々年度の12月末までに、設置計画書を知事に提出しなければならない。ただし、教育上支障ないことが確実に認められる場合に限り、提出期限を学校開設年度の前年度の5月末までとすることができる。</p> <p>2 知事は、前項の設置計画書を受理したときは、書類審査及び現地調査を実施したうえ、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて設置計画の承認又は不承認を決定するものとする。 (設置認可申請書の提出等)</p> <p>第20条 各種学校を設置しようとする者は、前条の設置計画書の承認を受けた後、設置予定年度の前年度の12月末までに設置認可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の認可申請書を受理したときは、前条第1項の設置計画書との整合性を審査したうえ、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて認可又は不認可を決定するものとする。 (<u>収容定員に係る学則の変更計画書の提出等</u>)</p> <p>第21条 収容定員に係る学則の変更については、前2条の規定を準用する。この場合において、「各種学校を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と、「設置」及び「学校開設」は「収容定員に係る学則変更」と読み替える。</p> <p>2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障ないことが確実に認められる場合に限り、第19条第1項の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。</p> <p>3 前項の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、学則の変更予定年度の前年度の5</p>

改正前	改正後
(生徒募集) 第21条 (略)	<u>月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。</u> (生徒募集) 第 2 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この基準は、令和4年 月 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている各種学校がこの基準を満たさないこととなる場合は、当該事項について、この基準に適合するよう改善に努めなければならない。

協議事項 5 日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 (略) (認可の方針)</p> <p>第2条 各種学校の認可を受けることのできる日本語教育機関は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 各種学校規程及び審査基準に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1に掲げる日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書(以下「設置計画書」という。)を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。</p> <p>第3条 (略) (10月開設の場合の設置計画書の提出等)</p> <p>第4条 10月開設予定の各種学校として日本語教育機関を設置しようとする者は、開設予定年度の前年度の5月末までに設置計画書を提出しなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設予定年度の前年度の12月末までとすることができる。</p> <p>(10月開設の場合の設置認可申請書の提出)</p> <p>第5条 10月開設予定の各種学校として日本語教育機関を設置しようとする者は、前条による承認を受けた後、開設予定年度の5月末日までに審査基準第20条第1項に規定する設置認可申請書を県に提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条 (略) (認可の方針)</p> <p>第2条 各種学校の認可を受けることのできる日本語教育機関は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 各種学校規程及び審査基準に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1に掲げる日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書(以下「設置計画書」という。)を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。</p> <p><u>ただし、設置者が学校法人(準学校法人を含む。)の場合は、日本語教育機関としての運営実績を要しない。</u></p> <p>第3条 (略) (10月開設の場合の設置計画書の提出等)</p> <p>第4条 10月開設予定の各種学校として日本語教育機関を設置しようとする者は、開設予定年度の前年度の5月末までに設置計画書を提出しなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設予定年度の前年度の12月末までとすることができる。</p> <p>(10月開設の場合の設置認可申請書の提出)</p> <p>第5条 10月開設予定の各種学校として日本語教育機関を設置しようとする者は、前条による承認を受けた後、開設予定年度の5月末日までに審査基準第20条第1項に規定する設置認可申請書を県に提出しなければならない。</p> <p><u>(10月から収容定員に係る学則を変更する場合の計画書の提出等)</u></p> <p><u>第6条 10月から収容定員に係る学則を変更する</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>場合については、前2条の規定を準用する。この場合において、「開設」及び「設置」は「学則変更」と、「日本語教育機関を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と読み替える。</u></p> <p><u>2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、第4条の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。</u></p> <p><u>3 前項の場合にあつては、前条の規定にかかわらず、学則変更予定年度の前年度の12月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和4年 月 日から施行する。